

Title	不正による重要な虚偽表示リスクを高める内部統制の統制環境
Sub Title	Factors of control environment of the internal control which may increase fraud risk
Author	松本, 麗子(Matsumoto, Reiko)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2021
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.63, No.6 (2021. 2) ,p.121- 140
JaLC DOI	
Abstract	<p>本稿は、不正による重要な虚偽表示をもたらす3つの要因が、内部統制における統制環境と密接に関係していることを明らかにするものである。COSOが提示する内部統制のチェック項目のうち、統制環境に関するものと不正のトライアングルの3要因との関係を分析し、不正による重要な虚偽表示のリスクを評価する上で、統制環境が重要な意義を有していることを論じている。</p> <p>Main object of this paper is to clarify that the three factors which may cause material misstatement due to fraud, are closely related to the Control Environment in Internal Control. This paper analyzes the relationship between the Control Environment among COSO's Internal Control check items and the three factors of Fraud Triangle, and argues that the Control Environment has a significant role in assessing the risk of material misstatement due to fraud.</p>
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20210200-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

不正による重要な虚偽表示リスクを高める内部統制の統制環境

Factorsof Control Environmentof the Internal Control
Which mayIncrease Fraud Risk

松本麗子(Reiko Matsumoto)

本稿は、不正による重要な虚偽表示をもたらす3つの要因が、内部統制における統制環境と密接に関係していることを明らかにするものである。COSO が提示する内部統制のチェック項目のうち、統制環境に関するものと不正のトライアングルの3要因との関係を分析し、不正による重要な虚偽表示のリスクを評価する上で、統制環境が重要な意義を有していることを論じている。

Main object of this paper is to clarify that the three factors which may cause material misstatement due to fraud, are closely related to the Control Environment in Internal Control. This paper analyzes the relationship between the Control Environment among COSO's Internal Control check items and the three factors of Fraud Triangle, and argues that the Control Environment has a significant role in assessing the risk of material misstatement due to fraud.

研究ノート

不正による重要な虚偽表示リスクを高める 内部統制の統制環境

松本麗子

＜要約＞

本稿は、不正による重要な虚偽表示をもたらす3つの要因が、内部統制における統制環境と密接に関係していることを明らかにするものである。COSOが提示する内部統制のチェック項目のうち、統制環境に関するものと不正のトライアングルの3要因との関係を分析し、不正による重要な虚偽表示のリスクを評価する上で、統制環境が重要な意義を有していることを論じている。

＜キーワード＞

内部統制, 統制環境, 不正による重要な虚偽表示リスク, 不正のトライアングル, COSO

1. はじめに

財務諸表に関する企業不正が跡を絶たないことから、2013年に不正リスク対応基準が公表されたことで、企業不正は防止できるものかと思われた。しかし、その後の2015年に、株式会社東芝において、工事基準や減損損失等の見積りに関する会計処理により、重要な虚偽表示が行われ、監査法人に課徴金が課されたことで、監査法人の監査対応が適切であったかどうかが問われ、財務諸表監査を取り巻く環境は厳しいものとなった。このため、監査人による被監査会社の不正による重要な虚偽表示リスクの評価に関する研究は、より重要なものとなってくるであろう。

不正をもたらす要因として有名なものは、犯罪学者のCressey (1953) の発想から生まれた不正のトライアングル・モデルに含まれる動機・プ

レッシュャー、機会、および姿勢・正当化の3つの要因である。企業において不正による重要な虚偽表示が生じないようにするための重要な要因の1つは、組織の文化や気風に関する統制環境であろう。それは、不正を生じさせるような動機を起させない環境、不正を実行する機会を作らない環境および不正の実行を正当化させることのない環境を作ることが重要となってくるからである。しかし、「監査における不正リスク対応基準」や監査基準委員会報告書240号「財務諸表監査における不正」では、3つの不正要因の生じる状況についての例示や不正に対応した慎重な監査手続についての説明はされているものの、「統制環境」という用語を用いてその重要性に触れることはしておらず、未だに統制環境と不正による重要な虚偽表示の結びつきについて、詳しい議論はされていないといえる。このため、監査人が、不正による重要な虚偽表示のリスクをより適切に評価するために、統

制環境はどのように位置付けられるのかを明らかにすることが本稿の目的である。

統制環境には、企業の置かれている経済情勢や業界の動向といった外部環境だけではなく、企業の組織構造や行為綱領の内容といった内部環境も含まれる。監査人は、これらの統制環境を評価することにより、被監査会社に不正による重要な虚偽表示をもたらす要因が生じていないかどうかを判断することとなるが、この評価が適切に行われていないと、不正による重要な虚偽表示となる要因を見逃すこととなる。このため、不正による重要な虚偽表示をもたらす要因と統制環境の結びつきは強いと考えられ、監査人の被監査会社に対する統制環境の評価が適切に行われていれば、不正による重要な虚偽表示の発見に繋がることを検討する。

被監査会社の統制環境の評価の際に、監査人はチェック項目を用いていると考えられるが、本稿では、監査手続はCOSO（トレッドウェイ委員会組織委員会：Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission）のチェック項目を基本として実施されていると考え、COSOのチェック項目を検討の対象とする。COSOのチェック項目を用いるのは、COSOが80年代に米国で生じていた不正の事例の研究をすることによって、不正による重要な虚偽表示の発生要因を分析し、不正な財務報告を防止して発見するための勧告を1987年に『不正な財務報告』として公表したことで注目が集まり、その後、公表した『内部統制の統合的フレームワーク（1992年、2013年）』に掲載されていたチェック項目が国際的に広く用いられるようになったためである。

また、COSOの統制環境に関するチェック項目が、不正による重要な虚偽表示をもたらす要因である、不正のトライアングル・モデルの3要因のいずれと関係するのかを検討する。これにより、監査人は、被監査会社の置かれている統制環境には、どのような不正による重要な虚偽表示をもたらす要因が生じやすいのかを考慮して統制環境の評価を行うことができ、その結果、不正による重要な虚偽表示の発見に役立つものとなるのではないかと考えるためである。

2. 統制環境

統制環境は、内部統制の構成要素の1つとして位置付けられる。そこで、ここでは、まず内部統制の目的およびその構成要素を概観した上で、統制環境の概念を明らかにしていく。

2.1 内部統制の目的と5つの構成要素

COSOでは、内部統制は、「業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性および関連法規の遵守の目的の達成に関して、合理的な保証を提供することを意図した、事業体の取締役会、経営者およびその他の構成員によって遂行される1つのプロセス」、と3つの目的を掲げたものとされている。そして、内部統制は、1) 目的を達成するための一手段であり、それ自体が目的ではない1つのプロセスであること、2) 単なる方針を定めたマニュアルや書式ではなく、人間によって遂行されるものであること、3) 事業体の経営者と取締役会に対して提供すると期待されるものは、合理的な保証であり、絶対的な保証ではないこと、および4) 単一の範疇、もしくは独立しているが、相互に重複している複数の範疇における、統制目的の達成に適うものであること、との基本概念を掲げている¹⁾。

また、内部統制の3つの目的を達成するために、内部統制には、統制環境、リスクの評価、統制活動、情報と伝達、およびモニタリングの5つの構成要素が含まれる。内部統制の構成要素の関係は、統制環境を基盤に、リスクの評価、統制活動、そして、モニタリングの順に構成要素が積み上がっていくピラミッドの形をしており、それらの構成要素のすべてに情報と伝達関わっているものとなっている。さらに、1つの構成要素が、次の構成要素だけに影響を与えるという直列のプロセス

1) Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission (1992): *Internal Control – Integrated Framework*. New York: American Institute of Certified Public Accountants, p.9. トレッドウェイ委員会組織委員会（編）、鳥羽至英、八田進二、高田敏文共訳『内部統制の統合的枠組み 理論篇』白桃書房、1996年、18頁。

ではなく、いずれの構成要素も他の構成要素に影響を与えることができ、また、影響を与えるものであることから、COSOは内部統制を多方向で多面的なプロセスとしている。そして、内部統制の目的と構成要素の関係は、それぞれの目的に5つの構成要素すべてが相互に関連するものとなっている²⁾。

このような内部統制について、森(2000)は、人間が内部統制の主体として内部統制に影響を与える側面と、反対に、人間が内部統制の客体として内部統制に影響を与えられる側面の2つがあるとして、統制環境は、このような内部統制の人的側面を環境として捉えたものであるとしている。また、事業体に属する人間の活動は、常に統制責任を伴うものであるため、人間の活動の場は統制環境であることや、統制は人間の他の人間に対する活動であるため、人間は主体と客体の両面において活動と統制の場となり、統制環境においては、人間の属性が重視されなければならないとしている。そのため、森(2000)は、統制環境は、人間の人間に対する統制の有効性に影響を与えるものであり、内部統制においても事業体に属する人々の意識が統制の有効性に重大な影響を及ぼすことや、事業体に属する人々の意識は、事業全体の意識によって大きな影響を受けることから、統制環境として事業全体の意識が重視されなければならないと結論付けている。

2.2 統制環境の定義

COSOにおいて、統制環境は、「組織の気風を決定し、組織を構成する人々の統制に対する意識に影響を与える。それは、内部統制の他のすべての構成要素の基礎をなすとともに、規律と構造を提供する。統制環境に関する要因には、事業体に属する人々の誠実性・倫理的価値観・能力、経営者の哲学・行動様式、権限と責任を従業員に割り当て、彼等を組織し、その能力を開発するために経営者が採用した方法、および取締役会が与えた注意と命令といった要因が含まれる³⁾」と定義さ

れている。また、統制環境は、事業体の歴史と文化によって影響を受ける一方で、事業体の構成員の統制意識に影響を与えるものであり、効果的な統制が行われている事業体は、有能な人材を獲得しようと努め、誠実性と統制意識という事業全体の姿勢を植え付け、かつ、積極的な「社風」を形成するとされている⁵⁾。

このことから、統制環境とは誠実性や倫理的価値観といった経営者や従業員の考えや、経営者が姿勢や行動で示すものといった、人間が組織の中で感じ取るものであり、知らず知らずのうちに影響を受ける組織の慣習や特徴であるため、内部統制の基盤となることは納得できる。また、無意識のうちに影響を与え、そして影響を与えられるものであるため、どのような統制環境を経営者が中心となって構築していくのかは、企業にとって重要な問題であるといえる。

2.3 最新版 COSO の改訂内容

COSOは、2013年に最新版の内部統制のフレームワークを公表したため、ここでは、1992年の初版との違いについてみていく。まず、内部統制の業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性および関連法規の遵守の3つの目的のうち、「財務報告の信頼性」が単に「報告」目的となった点が、初版と大きく異なっている。これは、財務報告だけでなく、非財務報告に関連するものにまで範囲を広げ、さらに、それらが対象とするのは外部だけでなく、内部において報告されるものを含むようになったからである。このため、初版では、外部への財務報告である財務諸表のみを前提としていたところ、最新版では外部への非財務報告である内部統制報告書や内部への財務報告である部門別財務報告、そして、内部への非財務報告である顧客満足度等を含むことが示されるようになった⁶⁾。

- ※ Treadway Commission (1992): *Internal Control – Integrated Framework*. New York: American Institute of Certified Public Accountants, p.2. トレッドウェイ委員会組織委員会(編)、鳥羽至英、八田進二、高田敏文共訳『内部統制の統合的枠組み 理論篇』白桃書房、1996年、5頁。
- 5) *Ibid*, p.19. 同上、33頁。
- 6) Committee of Sponsoring Organization of the

2) *Ibid*, pp.12-16. 同上、23-26頁。

3) 森實『内部統制の基本問題』白桃書房、2000年、62-63頁。

4) Committee of Sponsoring Organization of the

また、内部統制の構成要素を評価する際に注目すべき点が、最新版では詳細に示されるようになった。初版においては5つの構成要素の評価を行う際の検討事項として、いくつかの項目とそれを評価するために注目すべき点が列挙されていたが、最新版においては、5つの構成要素および構成要素に関連付けられた基本的な概念を表す17の原則が提示され、さらに、個々の原則を評価する際の着眼点までが示されるようになった。この変更によって、内部統制を評価する際に気を付けるべき内容に大きな変更はないものの、内部統制を評価する者が、どのような点に着目して評価を行えばいいのかがより詳細に示された。これにより、監査人が被監査会社の内部統制の理解を深めることに役立つ形になったのではないかと見える。

さらに、不正による重要な虚偽表示リスクの評価に関連して、内部統制の構成要素の1つであるリスク評価に、原則8「組織は、内部統制の目的の達成に対するリスクの評価において、不正の可能性について検討する」が設けられ、その中で不正のトライアングルの3要因である動機・プレッシャー、機会、および姿勢・正当化のそれぞれを

評価することが示された点も大きな変更の1つである。このように、内部統制に関連したリスク評価をする際に、不正による重要な虚偽表示が生じている可能性を考慮すべきと明示しているのは、初版が公表された時期から状況が変化したことで、それだけ内部統制に関連して発生する、不正による重要な虚偽表示を防止、発見していくことに組織は努めるべき、と社会から期待されるようになったからではないかと考える。

そして、統制環境の定義には、「経営者は、組織の様々な階層における期待を補強する」との文言が追加されており、この文言によって、統制環境が内部統制の構成要素の基盤であることがより強調され、また、組織内の者による期待も含む、人間の思考に強く関連する概念であることが示されたのではないかとと思われる。

2.4 まとめ

「2. 統制環境」では、COSOにおける内部統制の目的や構成要素について概観した。統制環境は、COSOにおいて、内部統制の構成要素の基盤であるとの重要な位置付けをされており、その理由が、内部統制の人間的な側面から説明されることが、森(2000)の研究から判明した。内部統制は、企業内の規則として存在していればよいのではなく、人間が遵守して、初めて機能するものであるため、内部統制と人間の関わり、特に、人間の意識に関係する統制環境が、内部統制において最初に重視されるべき構成要素であることが理解できた。

また、初版から最新版への変更として、内部統制の構成要素を評価する際に注意すべき点を着眼点として示して整理したことや、組織として不正による重要な虚偽表示の可能性を検討するために、

× Treadway Commission (2013): *COSO Internal Control Integrated Framework: Framework and Appendices*. New York: American Institute of Certified Public Accountants. トレッドウェイ委員会支援組織委員会(編)、日本内部統制研究会新COSO研究会訳『内部統制の統合的フレームワーク フレームワーク篇』日本公認会計士協会出版局、2016年、36-37頁。

7) Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission (1992): *Internal Control – Integrated Framework*. New York: American Institute of Certified Public Accountants, pp.19-74. トレッドウェイ委員会組織委員会(編)、鳥羽至英、八田進二、高田敏文共訳『内部統制の統合的枠組み 理論篇』白桃書房、1996年、33-129頁。Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission (2013): *COSO Internal Control Integrated Framework: Framework and Appendices*. New York: American Institute of Certified Public Accountants. トレッドウェイ委員会支援組織委員会(編)、日本内部統制研究会新COSO研究会訳『内部統制の統合的フレームワーク フレームワーク篇』日本公認会計士協会出版局、2016年、40-167頁。

8) Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission (2013): *COSO Internal Control Integrated Framework: Framework and Appendices*. New York: American Institute of Certified Public Accountants. トレッドウェイ委員会支援組織委員会(編)、日本内部統制研究会新COSO研究会訳『内部統制の統合的フレームワーク フレームワーク篇』日本公認会計士協会出版局、2016年、107-112頁。

9) *Ibid.* 同上、10頁。

不正のトライアングルの3要因を用いることが盛り込まれたことで、監査人は内部統制の評価において、考慮すべき事項を理解するだけでなく、不正による重要な虚偽表示の発生に関連する要因に注意を払いつつ、内部統制を評価すべきであることが分かるようになったのではないかと見える。

3. 不正の発生要因

ここでは、不正が発生する要因について、過去の研究を検討することにより、被監査会社において、不正による重要な虚偽表示が行われる要因が、どのように生成されてきたのかを検討する。そのために、まず、財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示の意味についてみていき、実際に横領等を行った犯罪者を対象として、不正が発生する要因を調べた事例研究を検討するとともに、現在の監査基準に、不正のトライアングル・モデルが取り入れられた経緯について検討していく。

3.1 不正による重要な虚偽表示の意味

企業活動において、不正は「特定の職務・業務に権限と責任を有する人間によって、意図的に遂行されたルール（法令・規則）違反行為」と定義され、会計上の不正は、言明不正と財産不正に分けられるとされる。言明不正は、財務諸表の表示そのものを意図的に歪めることを目的にした不正であり、粉飾決算や各種虚偽報告等における故意に歪められた言明の作成・報告（提出）に関するものである。そして、財産不正は、財務諸表の表示そのものを意図的に歪めることを目的にしたものではないが、会計帳簿や会計記録の偽造・改ざん等を通して、間接的に財務諸表の虚偽表示をもたらす会社財産の横領や流用を内容とする不正であり、会社財産の横領・流用、地位利用による不当な財産の使用に関するものである。また、従業員による会社財産の横領や流用が、会計帳簿や会計記録の偽造・改ざんを引き起こし、間接的に財務諸表の虚偽表示をもたらす（言明不正）。これに対して誤謬は、不注意、誤解、知識の欠如や会計処理方法の選択・適用に関する会計判断上のミスといった意図的ではない誤りとされている。¹⁰⁾

このように、不正と誤謬は、意図的なものかど

うかによって区別されているが、どちらも財務諸表に虚偽表示をもたらすものであるため、財務諸表監査におけるリスク評価手続においては、重要な対象となっている。本稿では、会計情報が操作され、財務諸表利用者により深刻な影響を及ぼす不正による重要な虚偽表示を対象として、不正要因を検討していくこととし、これ以降において、不正要因に関する先行研究を考察する。

3.2 犯罪心理学者 Cressey (1953) による事例研究

犯罪学者のCressey (1953) は、「財務的信頼への犯罪的な違反 (the criminal violation of financial trust)」を犯した被験者を対象に、不正が生じる原因について事例研究を行った。その際に、サンプルを選定するための2つの基準を掲げている。第1の基準は、不正を行った者は、「信頼されて地位を得た (accepted a position of trust in good faith)」というものである。これは、横領において「犯罪に及ぶ意志を抱くこと (felonious intent)」は、その地位を得た後に生み出されるとCressey (1953) は考えており、そこから、不正を行う者は、まず、信頼される地位にいたことを前提とする基準が設定された。そして、第2の基準は、その者は罪を犯してその信頼に反したに違いないことから、「財務的信頼への犯罪的な違反 (criminal violation of financial trust)」と定義している。¹¹⁾このように、Cressey (1953) は、初めから不正を行いそうな怪しい者が行った犯罪についてではなく、信頼できる者が裏切って行った横領等の不正を対象にすることにより、善人がどのような原因で不正に手を染めるに至ったのかについて研究している。

被験者には、イリノイ州、カリフォルニア州およびインディアナ州から1つずつ選定された刑務所に、1949年から1951年に収監された受刑者のうち、横領、受託者 (bailee) による窃盗、詐欺の

10) 鳥羽至英, 秋月信二, 永見尊, 福川裕徳『財務諸表監査』国元書房, 2015年, 65-78頁。

11) Cressey, D. R. (1953): *Other People's Money: A Study in the Social Psychology of Embezzlement*. New York: Free Press, p.20.

手口および偽造等の犯罪を行った503人が選ばれた。その後、「信頼されて地位を得た (accepted a position of trust in good faith)」との第1の基準を満たしている者かどうか、州検事報告書、判決前捜査報告書等の公式文書、ならびに以前の雇用主、親族および友人からの手紙、新聞の切り抜きおよび収監前の受刑者の供述等の資料を参考にして判定された。そして、被験者には、調査員が法執行機関や機関の安全保障とは一切関係がないことを確信させるための30分から1.5時間程の簡単なインタビューが行われた。2つの基準を満たす133人の受刑者には、詳細なインタビューが頻繁に実施され、インタビュー時間は、一人当たり平均15時間であった。¹²⁾

Cressey (1953) は、インタビューを重ねる中で、仮説の検証と修正を繰り返し、最終的に信頼された者は、次の3つの場合に、その信頼への違反を犯すとした。それは、第1に、他人に打ち明けられない財務的な問題を抱えていること、第2に、その問題は財務的な信頼による地位に違反することによって、密かに解決できると気付いていること、そして第3に、その状況において、自らの行動を言葉で表現することが可能であり、それによって自らの思考を「信頼された人物」から「信託された資金や財産の利用者」に修正することができる場合である。¹³⁾ まず、「他人に打ち明けられない財務的な問題を抱えていること」とは、重要な地位に就いたことで、高額な物を購入したいとの欲求に駆られていることや、収入以上の生活を送ったことで借金ができてしまい、首が回らなくなったこと等であると考えられ、これは、財務的な動機やプレッシャーを感じている状態を表しているといえる。また、「財務的な信頼による地位に違反することによって、密かに解決できると気付いていること」とは、自身の立場を利用すれば、金銭の獲得が可能な状況にあるということなので、不正を実行する機会を有していることを示しているだろう。そして、「自らの思考を修正する」とは、自分なりの考え方を正当化して、信託された資金や財産を自由に使ってしまうおとの

考えに至ることであるため、姿勢・正当化についてといえる。このように、Cressey (1953) は、動機・プレッシャー、機会、および姿勢・正当化の3つの要因がすべて揃った場合に、当初は信頼されていた人物が、自らの地位を悪用して不正を行うことを示した。

3.3 Albrechtによる不正のトライアングル・モデルの構築

Cressey (1953) が、不正の生じる3要因を発見した後に、これを監査に取り入れたのが、公認会計士であるAlbrechtであった。Albrecht et al. (1984) は、不正が生じる要因は、動機・プレッシャー、機会、および姿勢・正当化の3つとするCressey (1953) の研究を踏まえた上で、3つ目の要因は正当化ではなく、個々人が採用している倫理的な行動の個人的な指針である誠実性であるとして、プレッシャー、機会、および誠実性の関係性を表す「不正スケール」(Fraud Scale) を示した。¹⁴⁾

「不正スケール」は、図表3-1のように「プレッシャー」、「機会」および「誠実性」の程度をそれぞれの棒に載せる重りの位置と大きさで表すことで、3つの要因の程度によって不正が生じているか否かを示すものとなっている。3つの棒の端は、他の棒と繋がっていて、各棒に載せる重りは他の棒の重りとは独立して、それぞれの要因の程度に応じて移動することができるとしている。このため、「不正スケール」によって、ある者が不正を実行するかどうかを3つの要因の相互作用¹⁵⁾によって判断することができるようになっている。

その後、Albrecht (1991) は、何人かの犯罪者をインタビューした結果、不正を行った者は皆、自身の考えを正当化していることを確信して、不正要因の3つ目を誠実性としていたものからCressey (1953) と同様の正当化に変更することとした。そして、プレッシャー、機会、および正当化の3つの要因を「不正のトライアングル」

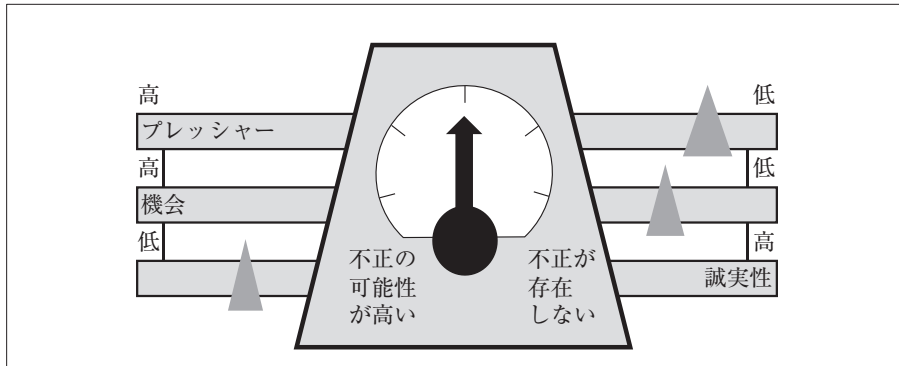
12) *Ibid*, pp.22-27.

13) *Ibid*, p.30.

14) Albrecht, W. S., Keith R. Howe, and Marshall B. Romney (1984): *Detering Fraud: The Internal Auditor's Perspective*. Florida: Institute of Internal Auditors Research Foundation, p.6.

15) *Ibid*, p.7.

図表 3-1 不正スケール



出典：Albrecht et al. (1984): *Detering Fraud: The Internal Auditor's Perspective*, p.6.

(Fraud Triangle) と名付けた。不正が実行されるにはプレッシャー、機会、および正当化の3つのすべての要因が揃う必要があり、どれか1つでも欠けると不正は生じないとする状況は、火が燃えるためには酸素と熱と燃料の3つの要素すべてが必要であり、どれか1つでも欠けると消火されるとの「火のトライアングル」(Fire Triangle) の考え方¹⁶⁾と近似していたことで、これを基に名付けられたのである。

3.4 『不正な財務報告』による監査への不正のトライアングルの取り込み

Albrecht (1991) が不正のトライアングルと名付けたモデルの3要因を財務諸表監査と結びつけたのが、トレッドウェイ委員会により公表された『不正な財務報告』である。そこでは、公開企業と当該企業に関係した個人に対して行われた119件の法の執行と、1981年から1986年までに証券取引委員会が、公認会計士もしくは会計事務所に対して起こした42件の訴訟を対象として事例分析がされている。その結果、不正による重要な虚偽表示は、通常、何らかの環境的、制度的もしくは個人的な動機・プレッシャーと機会とが原因で起こ

ることが明らかにされた。そして、動機・プレッシャーと機会がちょうどまく重なり合った場合に、不正による重要な虚偽表示が生じることが示された。¹⁷⁾

つまり、『不正な財務報告』では、不正のトライアングルの3要因のうち、姿勢・正当化以外の動機・プレッシャーと機会の2要因が揃った場合に、不正による重要な虚偽表示が起こるとされたのである。動機・プレッシャーと機会の具体的な例は、図表3-2の通りである。ここで、不正による重要な虚偽表示が生じる要因となる動機・プレッシャーと機会には、「環境的」な原因が含まれるとしていることや、機会要因が生じる原因がある場合に、さらに、社内の倫理環境が希薄であると状況を一段と悪化させると主張していることから、不正による重要な虚偽表示の発生に、統制環境が重要な影響を与えていることが理解される。

トレッドウェイ委員会は、公開企業について、潜在的に不正による重要な虚偽表示を減少させることができるのは、財務諸表に対して第一義的な責任を負っている企業側であるとして、不正によ

16) Albrecht, W. S. (1991): "Fraud in Government Entities: The Perpetrators and the Types of Fraud," *Government Finance Officers Association* (<https://link.gale.com/apps/doc/A11709635/AONE?u=waseda&sid=AONE&xid=e591cc14>) 2019年10月18日閲覧。

17) National Commission on Fraudulent Financial Reporting (1987): *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*. New York: Ernst & Whinney, p.24. 鳥羽至英, 八田進二監訳『不正な財務報告 結論と勧告』白桃書房, 1991年, 8頁。

18) *Ibid*, pp.23-24. 同上, 8-10頁。

図表 3-2 『不正な財務報告』における不正要因

不正要因	発生原因
動機	・ 株価または社債の募集価格を上げることや投資家の期待に応えようとする願望
	・ 財務上の問題の処理を先送りにする（例えば、財務制限条項の違反を回避したい）願望
	・ 報酬の増額、昇進あるいは業績不振に対する責任の回避といった、個人的な利益の追求
プレッシャー	・ 企業単位または業種単位でみられる、収益もしくは市場占有率の急激な減少
	・ とりわけ短期的な業績に関して、非現実的な予算を編成したことによってもたらされるプレッシャー
	・ 短期的な業績に基礎を置く賞与制度からもたらされる、財務的プレッシャー
機会	・ 財務報告プロセスを注意深く監視する取締役会または監査委員会が存在しない
	・ 内部統制が脆弱または全く存在しない
	・ 異常または複雑な取引
	・ 経営者による主観的判断が大きく支配する会計上の見積り
	・ 無能な内部監査スタッフの存在

出典：National Commission on Fraudulent Financial Reporting (1987): *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*, pp.23-24. 鳥羽至英, 八田進二監訳『不正な財務報告 結論と勧告』1991年, 8-10頁。

る重要な虚偽表示の原因となる動機・プレッシャーと機会の調査をした。その結果、最高経営者は、不正による重要な虚偽表示の問題を2段階で取り扱うことによって、その発生を減少させることができるとした。第1段階は、良い社風、すなわち、財務報告が行われる全体的な統制環境を確立することである。ここでは、最高経営者は、まず第1に、不正による重要な虚偽表示の発生を困難にしなければならず、また、万が一、不正による重要な虚偽表示が発生した場合でも、容易に発見できるような環境を確立しなければならないとされている。そして、第2段階は、内部職能機能、内部監査職能、取締役会および監査委員会といった、財務報告の誠実性にとって重要な企業内部の諸職能の有効性を最大限引き出すことであり、それらの役職が、統制環境の一部を構成するとされている¹⁹⁾。

また、トレッドウェイ委員会は、最高経営者が作り出す社風、つまり、財務報告が行われる企業の環境または企業の風土は、財務報告プロセスの誠実性に影響を与える最も重要な要因であるとしており、統制環境に含まれる経営者の社風の重要

性を強調している。まず、同委員会は企業の統制環境を「内部会計統制が適用され、かつ、財務諸表が作成される状況」としている。このため、統制環境には、経営者の経営哲学と経営のやり方、組織構造、割り当てた権限と責任を伝達し遂行する方法および人事管理の方法が含まれ、企業の財務報告書が作成されるプロセス全体に対して、広範囲な影響を及ぼすものとしている²⁰⁾。

3.5 不正のトライアングルに関連する他の先行研究

さらに、上述の不正のトライアングルを応用したものが、Wolfe and Hermanson (2004) による不正のダイヤモンドである。これは不正のトライアングルの3要因である、動機・プレッシャー、機会、姿勢・正当化に、「能力」(Capability)を加えたものである。Wolfe and Hermanson (2004) は、不正を実行する者は、不正を実行したいまたは実行する必要があるとの動機から始まり、適任者が悪用できるシステムには弱点があるため、不正を可能とする機会を有し、この不正行為がリスクに見合う価値があると確信していると正当化し、

19) *Ibid*, pp.31-32. 同上, 23-25頁。

20) *Ibid*, pp.32-34. 同上, 26-29頁。

さらに、自身は不正行為をうまく実行できる能力を有していると考えているというものである。²¹⁾

この4番目の要因である「能力」は、1) 組織内での個人の地位や職務が、他人には利用することのできない不正の機会や悪用する能力を提供する可能性があること、2) 不正を行う人物は、内部統制の弱点を理解して悪用し、地位、職務またはアクセス権限を使用して、最大の利益を得るために十分に賢いこと、3) 不正を行う人物は、不正が発見されないという強い自尊心と大きな自信を持っているか、または、逮捕されたとしても難を逃れるために、容易に話をすることができると信じていること、4) 不正に成功した者は、他人に共犯するか、隠蔽するように強制することができること、5) 不正に成功した者は、効果的かつ一貫して嘘をつくこと、および6) 不正に成功した者は、長期間にわたって不正行為を犯し、その不正行為を成し遂げる非常にストレスのかかる行為に、うまく対処すること、との6つであるとされる。²²⁾このように、不正を実行する者は、不正を実行できるような状況に置かれているだけでは不正を実行することはできず、会計記録の改ざんや会計システムへのアクセスを行う能力を有していることによって、不正を実行に移すことが可能であるとされている。

また、不正のダイヤモンドの考え方に賛成しつつも、監査基準に取り込まれているのは不正のトライアングルの3つの要因しかないことや、様々な不正のモデルが出てきても、それらはCressey (1953)の考え方を基とした不正のトライアングル・モデルの拡張でしかないことで、Kassem and Higson (2012)は、「不正実行者の能力」を三角形の中心に置いた「新しい不正のトライアングル」を提案して、監査人による不正による重要な虚偽表示リスクの評価を効果的に行うことに役立つとしている。²³⁾このようなモデルの提案は、不正のトライアングルの考え方が浸透しすぎていることで、モデルの名称を大きく変更することなく、

能力の要因を取り入れる方法を採用することが、実務に浸透しやすいと考えたからなのではないかといえる。

3.6 監査基準への不正のトライアングルの導入

米国において、監査基準に不正のトライアングルの考えが取り入れられたのは、2002年に公表された監査基準書第99号 (Statement of Auditing Standards: SAS) “Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit”においてであり、監査基準でも不正による重要な虚偽表示が生じた場合には、一般に、動機・プレッシャー、機会、および姿勢・正当化の3要因が存在することが示された。また、3つの不正による重要な虚偽表示リスク要因が合わさった場合に、不正による重要な虚偽表示が生じることについてだけではなく、付録にて、個々の不正による重要な虚偽表示リスク要因の例示もなされたことで、被監査会社がどのような状況にあれば、不正による重要な虚偽表示が生じている可能性が高いかどうか²⁴⁾が示された。このため、監査経験の低い監査人であっても、被監査会社に不正による重要な虚偽表示が生じている可能性を評価しやすくなったのではないかと考える。

我が国において、不正による重要な虚偽表示リスク要因とその例示がなされたのは、2011年に公表された監査基準委員会報告書240号「財務諸表監査における不正²⁵⁾」と2013年に公表された「監査における不正リスク対応基準²⁶⁾」においてであった。これらの内容は、上述の米国の監査基準書第99号の内容を踏襲するものである。

3.7 まとめ

「3. 不正の発生要因」では、まず、犯罪学者

23) Kassem, Rasha and Andrew Higson (2012): “The New Fraud Triangle Model,” *Journal of Emerging Trends in Economics and Management Sciences (JETEMS)*, 3(3), 194-195.

24) Association of Internal Certified Professional Accountants (2017): *PCAOB Standards and Related Rules*. New Jersey: Wiley & Sons, pp.233-255.

25) 日本公認会計士協会『監査実務指針集』日本公認会計士協会出版局、2013年、259-288頁。

26) 同上、39-51頁。

21) Wolfe, David T. and Dana R. Hermanson (2004):

“The Fraud Diamond: Considering the Four Elements of Fraud,” *CPA Journal*, 74(12), 38-39.

22) *Ibid*, pp.39-40.

の Cressey (1953) の研究から、当初は、犯罪を行う意思のなかった善良な者であっても、他人に打ち明けられない財務的な問題を抱えているとの、不正を実行しようとする動機・プレッシャーを持ち、その問題を財務的な信頼による地位に違反することによって、密かに解決できるとの不正実行の機会を有していることに気づき、そして、信託された資金や財産を自由に使うてしまおうとの不正実行のための姿勢・正当化を有している、3つの要因がすべて揃っている場合に、不正に手を染めることを検討した。また、これらの不正をもたらす要因は、Albrecht (1991) により、不正のトライアングルとしてモデル化されたことで、財務諸表監査に当該モデルが取り込まれるきっかけが作られた。

不正による重要な虚偽表示をもたらす要因は、不正のトライアングル・モデルの「動機・プレッシャー」、「機会」および「姿勢・正当化」の3要因と比較すると、「動機・プレッシャー」と「機会」の2要因のみを対象とした『不正な財務報告』や、3要因に「能力」を追加した4要因とする Wolfe and Hermanson (2004) の不正のダイヤモンド・モデルも登場したが、現在、日米の監査基準で用いられている不正のトライアングル・モデルが、最も実務に浸透している考え方といえる。

これらを踏まえ、「4. 内部統制のチェック項目と不正のトライアングルの関係」では、実際に、監査人が、被監査会社を評価する際に用いていると考えられる COSO の公表している内部統制のチェック項目のうち、『不正な財務報告』において重視されていた統制環境に焦点をあてて検討していく。

4. 内部統制のチェック項目と不正のトライアングルの関係

ここでは、監査人が、被監査会社を監査する際の指標としている内部統制のチェック項目が、不正による重要な虚偽表示をもたらす要因である、動機・プレッシャー、機会、および姿勢・正当化の3つの面に、どれほど密接に関係しているのかを分析している。ここで対象とするのは、内部統制の基盤であり、組織の文化や気風に関する「統

制環境」に分類されるチェック項目のみとする。当該項目を検討する目的は、監査人による被監査会社の統制環境の把握が、いずれ不正による重要な虚偽表示が生じるようリスクを持っている会社かどうかを監査計画の時点から適切に評価することに繋がり、被監査会社の不正による重要な虚偽表示の発見に役立つものとなるようにすることである。

ここで用いる公表物は、COSO (1992) の『内部統制の統合的枠組み』とする。これは、日本の企業会計審議会が示している統制環境の7つの例示が、COSO の初版の内部統制の統合的枠組みに示されている7つの例示と同様の内容であること²⁷⁾と、2013年に COSO から最新版の『内部統制の統合的フレームワーク』が公表されているが、最新版の例示が5つに変更され、例示のそれぞれに含まれるチェック項目が、初版の22項目から20項目に減少したとはいえ、初版と最新版の内容が近似しているといえるためである。なお、最新版のチェック項目については、他の論文で検討することとしたい。

また、検討の際に、不正による重要な虚偽表示をもたらす要因として、動機・プレッシャー、機会、および姿勢・正当化の3要因を用いるのは、最新版の COSO において、不正による重要な虚偽表示リスクの評価の際に、この3要因に着眼することとしており、これによって分類することが監査人の実務での判断に近いと考えられるためである。

4.1 不正による重要な虚偽表示をもたらす要因の定義

まず、内部統制のチェック項目に基づき、不正による重要な虚偽表示をもたらす要因を分類する

27) 同上、84頁。

28) Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission (2013): *COSO Internal Control Integrated Framework: Framework and Appendices*. New York: American Institute of Certified Public Accountants. トレッドウェイ委員会支援組織委員会 (編), 日本内部統制研究学会新 COSO 研究会訳『内部統制の統合的フレームワーク フレームワーク篇』日本公認会計士協会出版局, 2016年, 61-85頁。

にあたり、不正による重要な虚偽表示リスク要因の定義を行う。「監査における不正リスク対応基準」において、不正による重要な虚偽表示リスク要因の例示が挙げられており、の中で、動機・プレッシャーは、1) 利益が生じているにもかかわらず、営業活動によるキャッシュ・フローがゼロかマイナスとなっている等、財務的安定性または収益性が、一般的経済状況、企業の属する産業または産業の事業環境により脅かされていること、2) 経営者の非常に楽観的なプレス・リリースにより、投資家や債権者が、企業の収益力や継続的な成長に、過度のまたは非現実的な期待を持つ等、経営者が、第三者からの期待または要求に応えなければならないとの過大なプレッシャーを受けていること、3) 経営者または監査役等が、企業と重要な経済的利害関係を有している等、企業の業績が、経営者または監査役等の個人財産に悪影響を及ぼす可能性があること、および4) 経営者(子会社の経営者を含む)、営業担当者およびその他の従業員等が、売上や収益性等の財務目標を達成するために、過大なプレッシャーを受けていること、とされている。

また、機会は、1) 関連当事者との重要な取引が、業界の慣行として正式な契約を交わすことなく実施される等、企業の属する産業や企業の事業特性が、不正な財務報告に関わる機会をもたらしていること、2) 経営者の監視が、経営が一人または少数の者により支配され、統制がないことで有効でなくなっていること、3) 組織構造が、複雑または不安定となっていること、および4) 内部統制に不備な点があること、とされている。

さらに、姿勢・正当化は、1) 経営者が、経営理念や企業倫理の伝達・実践を効果的に行っていない、または不適切な経営理念や企業倫理が伝達されていること、2) 経営者が、現任または前任監査人と、会計、監査または報告に関する事項に関して論争していることや、監査上必要な資料や情報の提供を著しく遅延するまたは提供しないこと、および監査人が従業員や監査役等または仕入先や得意先等と接することを不当に妨げること等により、緊張関係が存在していること、とされている²⁹⁾。

これらの例示から、動機・プレッシャーは、自

己の利益を追求する欲求や企業内外からの期待に応えようとすることで起こる精神的負担、機会は、取引の性質や監視機能の欠陥により生じる抜け道、および姿勢・正当化は、不適切な行為を受け入れるまたは実施する態度、と定義することとする。

4.2 初版 COSO のチェック項目と不正要因

ここでは、1992年に発行された COSO の初版に掲載されている統制環境に関するチェック項目について検討する。統制環境に関するチェック項目の例示は、7つとなっており、それぞれにいくつかの評価項目が列挙され、チェック項目の総数は22個となっている。7つの例示とは、1) 経営者は、誠実性と倫理的価値観の重要性を組織全体に浸透させるために、自らの行動で示すのみならず、事業体の価値観と行動基準を言葉で従業員に伝えることをしなければならないとする、誠実性と倫理的価値観、2) 経営者は、特定の職務に対して、要求される能力の水準を具体的に定めるとともに、かかる能力の水準を必要とされる知識と技能を使って表現し直すことが必要であるとの、能力に対する経営者の取り組み、3) 経営的、技術的およびその他の専門知識に、必要な能力と思考態度が加わっていることにより、必要な統治、指示および監視にかかる責任を適切に遂行することができる組織に関する、取締役会または監査委員会、4) どのような企業リスクを受け入れるかや、会計原則、会計担当者への姿勢といった、企業の経営方法に影響を及ぼす、経営者の哲学と行動様式、5) 事業体の組織構造は、事業体レベルの目的を達成するための活動を計画、実行、統制および監視する場合の枠組みを提供するものであり、そのためには、権限と責任の重要な領域の定義と適切な報告ラインの確立が必要との、組織構造、6) 個人やチームに与えられている権限の範囲だけでなく、問題への取り組みや問題の解決にあたって、彼らがどの程度積極的に行動するかの問題を伴う、業務活動に対する権限と責任の割り当てと、報告ラインと権限規定の確立を含む、権限と責任の割り当て、および7) 誠実性、倫理的

29) 日本公認会計士協会『監査実務指針集』日本公認会計士協会出版局、2013年、48-50頁。

価値観および能力について、事業体が従業員に期待している水準を従業員に伝達する、人的資源に関する方針と管理、である。

これらの項目と不正のトライアングルの不正要因の関係を示したものが、図表4-1（134-135頁に掲載）である。また、COSOの項目に不正要因を分類する際には、「4.1 不正による重要な虚偽表示をもたらす要因の定義」で示した定義を用いたが、その根拠は以下の通りである。なお、「3.1 不正による重要な虚偽表示の意味」において、財産不正も言明不正に含まれると考えられたため、分類の根拠に言明不正と財産不正の視点を取り入れることは、本稿においてはしないこととする。

(1) 誠実性と倫理的価値観

誠実性と倫理的価値観に関するチェック項目は、「行為綱領、その他の方針が作成されているかどうか、そして実行されているかどうか」、「経営者の倫理的価値観の程度と従業員、得意先、顧客、債権者、保険会社、競争相手企業および監査人に求める倫理的価値観の程度」および「非現実的な業績目標の達成を求める圧力と、業績連動報酬にどの程度目標の達成度が反映されているかどうか」の3つであり、すべて①動機・プレッシャーと③姿勢・正当化に分類されると考える。誠実性と倫理的価値観の行為綱領等が作成されて実行されているような、経営者が高い誠実性と倫理的価値観を持ち、従業員にもそれらが浸透しているような場合、企業には、不正をしようとの動機を持つ者や、個人の財政状態が苦しいときであっても、自身の行動を正当化して不正を実行しようとする者は現れにくいといえるためである。また、この

30) Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission (1992): *Internal Control – Integrated Framework*. New York: American Institute of Certified Public Accountants, p.19-28. トレッドウェイ委員会組織委員会（編）、鳥羽至英、八田進二、高田敏文共訳『内部統制の統合的枠組み 理論篇』白桃書房、1996年、34-51頁。

なお、不正に影響を与える統制環境については、経営者と従業員を区別して考えるべきであるが、この点は、他の論文で検討したい。

ような企業では、不正を行ってまでも利益を最大化するような、非現実的な業績目標を強いることや報酬と業績の結びつきが非常に強いことは少ないと考えられるため、従業員は上司からのプレッシャーを必要以上に感じることや、ノルマを増加することはしなくなるだろう。

反対に、誠実性と倫理的価値観の行為綱領等が作成されておらず、組織全体にそのような考え方が浸透していない場合、経営者が、会社のためだからと自身の考えを正当化して、場合によっては他社に共謀をしてもらって、利益を増加するための重要な虚偽表示に繋がる行為を行う可能性が生じる。そして、これは経営者の業績連動報酬の引き上げに貢献して、経営者の利益に繋がる。さらに、上層部がそのような考えを持つと、上司の影響を受ける下位の従業員も同様の考えを抱きやすくなり、少額の横領であれば発覚しないだろうとの動機を抱いて、横領するリスクが高まるだろう。また、このように利益を伸ばすためなら不正を行ってもよいとの意識が企業に広がってしまっている場合、従業員には利益最大化の圧力が強くなるのしかかり、目標が達成できそうにないのは経営者が無理な目標設定をしたせいであり、目標達成のためには売上高を増加する他なかった、と自身の考えを正当化して、売上高を増加する動機を持つといえる。これらから、当該3つの項目は、①の動機と③の正当化に該当すると考える。

(2) 能力に対する経営者の取り組み

能力に対する経営者の取り組みのチェック項目は、2つある。まず、「公式または非公式の規程があるかどうか、特定の職務を規定するそれ以外の手段が設けられているかどうか」は、①動機・プレッシャーと③姿勢・正当化に分類されるだろう。これは、規程が存在する場合、経営者や従業員は日常業務を規程に従って実行するため、知らず知らずのうち不正になり得る行為を行うことはなくなり、不正に関連した動機を持ちにくくなるからである。また、従業員は、もし不正行為が企業側に発見された場合には、罰則により減給や解雇のおそれがあるとの考えが頭をよぎることで、不正を考案してもその実行にまで至ることは困難になると考えられる。反対に、規程が存在しな

い場合、経営者や従業員は自身の考える方法を正当化して業務を実行することとなると考えられる。このため、①の動機と③の正当化に該当すると思われる。

次に、「適切な職務遂行のために必要な知識と技能の分析がされているかどうか」は、②機会に分類されるだろう。職務遂行のために必要な知識と技能の分析がされていないことで、ITの責任者が、仕訳入力に関して、適切な承認系統を辿らない方法や、仕訳入力可能者以外のなりすましによる方法が可能な状態に気付くことができないような者の場合、不正アクセスにより架空利益が計上される機会を与えてしまうおそれがある。反対に、職務遂行のために必要な知識と技能の分析がされ、適切な人材が配置されている場合、監視の目が行き届くことにより、従業員は不正を実行する機会を得られにくくなる。これらから、②の機会に該当すると考える。

(3) 取締役会または監査委員会

取締役会または監査委員会には、4つの項目が含まれ、これらはすべて②機会に分類されると考える。まず、「経営者からの独立性」について、取締役会または監査委員会が経営者から独立している場合、経営者は経営不振により利益の水増しを考えたとしても、取締役会等の構成員に不正を発見される可能性があることから、不正を実行する機会が失われるだろう。反対に、取締役会等が経営者から独立していない場合、経営者は取締役会等との共謀により不正を行いやすくなるため、不正の機会を得てしまう。このため、②の機会に該当すると考える。

次に、「財務担当最高役員または会計担当最高役員、内部監査人および外部監査人とのコミュニケーションの頻度と適時性」、「経営者の目的と経営戦略、企業の財政状態と経営成績ならびに重要な契約条件を監視する取締役会や監査委員会構成員への情報の十分性と適時性」および「機密情報、調査結果および不適切な行為が取締役会や監査委員会へ伝達される十分性と適時性」について、取締役会や監査委員会によるモニタリングや情報伝達の体制が整っている場合、経営者は不正を実行する機会を奪われ、反対に、体制が整っていない

場合には、経営者は不正実行の機会を得てしまうため、②の機会に該当するだろう。具体的には、取締役会等が、経理機能の最終承認責任を有している役員や内部監査人と適時にコミュニケーションを取っていない場合、経理部または内部監査室において不審点が発見されたとしても、経営者不正が長期間、伝達されない可能性や、経営者と経理部または内部監査室との共謀による不正の発見が遅れてしまう可能性があるからである。このような場合に、取締役会等が外部監査人と頻繁にコミュニケーションを取っていたとしても、取締役会から入ってくる情報は極端に少ないため、独立した立場から監査を行っている外部監査人も不正を発見することが非常に困難になってしまう。さらに、外部監査人が内部統制監査のために内部監査人とコミュニケーションを取っていたとしても、上記のような状況では、内部監査人が不正の兆候を把握できていないまたは隠蔽するため、どのような場合であっても経営者は不正を実行する機会を得てしまう。

反対に、取締役会等が経理に関連する役員や内部監査人と適時にコミュニケーションを取っている場合、経理の役員は、通常行われず、経営者による仕訳入力を不審に感じた時点で、また、内部監査人は、本来ならば新規取引先の申請には営業部と経理のトップの承認が必要となるところ、経営者が単独で承認をして取引を開始しているといった、経営者による内部統制の無効化を発見した時点で、取締役会等に不審点を伝達することが可能となるため、架空売上による企業への被害が少ない初期の段階において、経営者不正を解決することが可能となる。また、取締役会等が外部監査人とコミュニケーションを取っていると、外部監査人が期中監査時に発見した不審な点を適時に相談することができるため、期末日近くの繁忙期に伝達するよりも不正への対応が慎重に行われる可能性が高くなる。このように、取締役会または監査委員会は、経理役員、内部監査人および外部監査人だけではなく、他の適切な者と適時に、頻繁にコミュニケーションを取ることで、情報の取得が可能となり、モニタリング機能を強化することができる。この結果、経営者は不正を実行する機会を度々奪われることになるため、これらの項目は

②の機会に該当すると考える。

(4) 経営者の哲学と行動様式

経営者の哲学と行動様式には、3つの項目が含まれる。まず、「受け入れられた企業リスクの性格」は、①動機・プレッシャーと③姿勢・正当化に分類されるだろう。例えば、経営者が高いリスクを好む場合、業績低下に伴い、リスクの高いプロジェクトに投資をして思ったようなリターンが得られなければ、売上の過大計上をして自身の失敗を隠そうとする動機が生じることや、企業存続のために利益の水増しは仕方なかったと行為を正当化することが考えられる。反対に、経営者がリスクの受け入れに対してあまりにも慎重で、リスクを取らなかったことで競争相手に負けて業績が落ちた場合、当社は無理な方法によって利益を生み出さない安全な企業であると投資家や銀行に見せようとする動機から、不正をすることが考えられる。また、この場合も財務制限条項に抵触して融資がなくなることがないようにするため等の理由で、企業存続のために仕方なかったと正当化することも考えられる。しかし、リスクを取ることと不正を実行することのどちらにも慎重な経営者であれば、危険を冒すことは考えにくい。これらから、当該項目は①の動機と③の正当化に該当するだろう。

次に、「本社の上級経営者と現場の経営者とのコミュニケーション、特に本社から地理的に遠い事業拠点とのコミュニケーションは頻繁に行われているかどうか」は、②機会に分類されると考える。本社の経営者が、子会社や事業部の経営者とコミュニケーションを取っている場合³¹⁾、本社の経

31) Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission (1992): *Internal Control – Integrated Framework*. New York: American Institute of Certified Public Accountants. トレッドウェイ委員会組織委員会(編)、鳥羽至英、八田進二、高田敏文共訳『内部統制の統合的枠組み ツール篇』白桃書房、1996年、17頁。

『内部統制の統合的枠組み ツール篇』において、コミュニケーションを取る際には、「上級経営者は、子会社や事業部をしばしば往査しているか」、「企業グループまたは事業部の経営者のメ

経営者は、子会社の経営者による売上の架空計上に関する不審な説明や行動に気付きやすいと考えられるため、不正を実行する機会を阻止することが可能である。反対に、両者のコミュニケーションが頻繁に取られていない場合、不正が早期に指摘される可能性が低下するため、子会社の経営者は、不正実行の機会を得てしまう。このため、②の機会に該当すると考える。

そして、「経営者の会計処理方法の適用に関する問題を含む、財務報告に対する姿勢」は、①動機・プレッシャーと③姿勢・正当化に分類されるだろう。経営者が利益を積極的に計上しようとの姿勢を持っている場合、架空売上によってないものがあるとするよりは、自社に有利な会計処理方法を選択する方が、監査人に選択理由を堂々と説明できることで、不正を実行しやすいとの動機が働くと思われる。また、監査人から会計処理の選択について質問があった際には、会計処理が企業実態を反映していないものであったとしても、不正実行の動機のある経営者は、この処理を選択することが最善であったと正当化する理由を考え抜くと考えられる。反対に、経営者が適切に会計処理を選択する姿勢を持っている場合には、経営者は、不正を実行する動機を持たないといえる。これらから、当該項目は①の動機と③の姿勢・正当化に該当すると考える。

(5) 組織構造

組織構造のチェック項目は、「組織構造の適切性、当該組織構造が事業活動管理に必要な情報の流れを提供する可能性」、「中心的な経営者の責任規定の十分性、経営者自身による自己の責任の理解の十分性」および「中心的な経営者の責任に照らした知識と経験の十分性」の3つであり、すべて②機会に分類されるだろう。組織構造が適切であり、情報が適切に経営者から従業員へ流れている場合、経営者は、下位の者から経営をチェックされていると意識して、架空売上の計上をしたら管理職や現場の従業員が異変に気付くのではない

、会合は、頻繁に開催されているか」を検討することとされていたため、ここでは、子会社や事業部の経営者についてのコミュニケーションを対象としている。

かと考え、また、反対に、従業員の情報が経営者まで伝達されている場合、従業員は、自身の行動が上層部までモニタリングされていると意識して、横領を行ってもすぐに発見されると考え、両者ともに不正実行の機会はないと考えるだろう。反対に、経営者と従業員の双方に情報が流れていなければ、経営者は架空売上を、従業員は横領の事実を相手に発見される可能性が低くなると考えることにより、両者ともに不正実行の機会を得る。また、経営者の責任規定が十分でない、従業員に対する管理が十分に行き届かないこととなり、従業員に不正実行の機会を与えてしまい、経営者が責任規定を十分に理解するだけの知識と経験がないと、責任が広範囲となってしまふことで経営者は不適切に不正実行の機会を得てしまう。反対に、経営者の責任規程が十分である場合や、経営者に責任規定を十分に理解するだけの知識と経験が備わっている場合は、不正の機会を奪うことが可能となる。このように、3つの項目すべては、②の機会に該当するだろう。

(6) 権限と責任の割り当て

権限と責任の割り当てには3つの項目が含まれる。「組織の目標と目的、経営職能および規制上の要件を扱う責任と権限の割り当て」と「事業体の規模、活動およびシステムの性格と複雑さの程度に相応しい技能を持った人材の豊富さ」は、②機会に分類されるだろう。これは、責任と権限が適切に割り当てられている場合や、事業体の規模と複雑さに見合った人材が揃えられている場合には、管理者以外にはアクセス制限がかかっていて仕訳入力ができないことや、経理担当者は管理者の承認を得ないと仕訳入力が完了しない、といった承認経路が拡充されていることが考えられるからである。反対に、責任と権限が適切に割り当てられていない場合や、事業体に人材が乏しい場合には、仕訳入力権限のない経理担当者が、自由にシステムにアクセスをして、取引があたかも実施されたかのように、不適切な仕訳を入力することや、経理担当者が一人しかいないことで、帳簿を改ざんして資金を横領することが可能となると思われる。このため、どちらの場合も②の機会に該当すると考える。

そして、「従業員の職務規程を含む、統制に関する基準と手続きの適切性」は、①動機・プレッシャーと③姿勢・正当化に分類されると考える。これは、「2. 能力に対する経営者の取り組み」の「2.1 公式または非公式の規程があるかどうか、特定の職務を規定するそれ以外の手段が設けられているかどうか」についてと同様の理由である。

(7) 人的資源に関する方針と管理

人的資源に関する方針と管理には、4つの項目が含まれる。まず、「従業員の雇用、研修、昇進および給与に関する方針と手続きの範囲」と「従業員の維持と昇進に関する規程および情報収集技術の適切性、それらと行為綱領またはそれ以外の行為指針との関係」は、①動機・プレッシャー、③姿勢・正当化に分類されるだろう。従業員の雇用、昇進、維持等に関する方針が適切に定められていない場合、従業員は、無理をして昇進要件を達成しなければならないとのプレッシャーを感じることや、そのような昇進要件ならば企業についていく気を無くして、横領をしようとの動機が生じることが考えられる。また、従業員は、企業が正当な評価をしていないと感じた場合、厳しい昇進要件を満たすためには成果を捏造するのは仕方ないことだった、と捏造を正当化することも考えられる。反対に、これらの方針が適切に定められている場合、従業員は自身の働きが正当に評価されていることで、企業に特に不満を感じないため、不当な手段によって評価を上げて、給与を増額しようとの動機を抱きにくく、また、評価を良くするために情報を捏造することを正当化するような考えに至らないと思われる。このため、①の動機とプレッシャー、③の正当化に該当すると考える。

次に、「承認された方針や手続きからの逸脱があった場合に、適切な是正措置が講じられたかどうか」は、①動機・プレッシャーに分類されるだろう。承認された方針や手続きからの逸脱について、適切な是正措置が講じられるということは、適切なモニタリングによって逸脱を発見できる体制が整えられていることとなるため、従業員は、不正を実行しても発見される可能性が高いと考え、そもそも不正をしようとの動機を抱きにくくなる

図表 4-1 初版の COSO フレームワークにおける統制環境の原則と不正要因の関係

	初版のフレームワーク COSO 内部統制の統合的フレームワーク (1992年)	不正要因 との関連	不正の発生原因	
			経営者	従業員
統制環境の チェック項目	1. 誠実性と倫理的価値観			
	1.1 行為綱領, その他の方針が作成されているかどうか, そして実行されているかどうか	①, ③	○	○
	1.2 経営者の倫理的価値観の程度と従業員, 得意先, 顧客, 債権者, 保険会社, 競争相手企業および監査人に求める倫理的価値観の程度	①, ③	○	—
	1.3 非現実的な業績目標の達成を求める圧力と, 業績連動報酬にどの程度目標の達成度が反映されているかどうか	①, ③	○	○
	2. 能力に対する経営者の取り組み			
	2.1 公式または非公式の規程があるかどうか, 特定の職務を規定するそれ以外の手段が設けられているかどうか	①, ③	○	○
	2.2 適切な職務遂行のために必要な知識と技能の分析がされているかどうか	②	—	○
	3. 取締役会または監査委員会			
	3.1 経営者からの独立性	②	○	—
	3.2 財務担当最高役員または会計担当最高役員, 内部監査人および外部監査人とのコミュニケーションの頻度と適時性	②	○	—
	3.3 経営者の目的と経営戦略, 企業の財政状態と経営成績ならびに重要な契約条件を監視する取締役会や監査委員会構成員への情報の十分性と適時性	②	○	—
	3.4 機密情報, 調査結果および不適切な行為が取締役会や監査委員会へ伝達される十分性と適時性	②	○	—
	4. 経営者の哲学と行動様式			
	4.1 受け入れられた企業リスクの性格	①, ③	○	—
	4.2 本社の上級経営者と現場の経営者とのコミュニケーション, 特に本社から地理的に遠い事業拠点とのコミュニケーションは頻繁に行われているかどうか	②	○	—
	4.3 経営者の会計処理方法の適用に関する問題を含む, 財務報告に対する姿勢	①, ③	○	—
	5. 組織構造			
	5.1 組織構造の適切性, 当該組織構造が事業活動管理に必要な情報の流れを提供する可能性	②	○	○
5.2 中心的な経営者の責任規定の十分性, 経営者自身による自己の責任の理解の十分性	②	—	○	
5.3 中心的な経営者の責任に照らした知識と経験の十分性	②	○	—	
6. 権限と責任の割り当て				
6.1 組織の目標と目的, 経営職能および規制上の要件を扱う責任と権限の割り当て	②	○	○	
6.2 従業員の職務規程を含む, 統制に関する基準と手続きの適切性	①, ③	—	○	

統制環境のチェック項目	6.3 事業体の規模、活動およびシステムの性格と複雑さの程度に相応しい技能を持った人材の豊富さ	②	—	○
	7. 人的資源に関する方針と管理			
	7.1 従業員の雇用、研修、昇進および給与に関する方針と手続きの範囲	①, ③	—	○
	7.2 承認された方針や手続きからの逸脱があった場合に、適切な是正措置が講じられたかどうか	①	—	○
	7.3 好ましくない求職者の履歴調査の適切性	①	—	○
7.4 従業員の維持と昇進に関する規準および情報収集技術の適切性、それらと行為綱領またはそれ以外の行為指針との関係	①, ③	—	○	

注：不正要因の①から③は、以下のものを分類先としている。

- ①動機・プレッシャー
- ②機会
- ③姿勢・正当化

と思われる。反対に、是正措置が適切ではない場合、従業員は、承認なしに手続きを実行することが可能であるのなら横領しても発見されないだろうとの考えを持ちやすくなるだろう。このため、①の動機に該当すると考える。

そして、「好ましくない求職者の履歴調査の適切性」は、①動機・プレッシャーに分類されるだろう。求職者が、以前、勤めていた企業において不適切な行為があった場合、企業規程に従った承認を取らずに業務を実施することや、横領をする危険性があるからである。また、求職者が以前に不適切な行為をしていない場合、不正を生じさせる動機を持たない者として、雇用して問題ないと判断できるだろう。このため、①の動機に該当すると考える。

4.3 まとめ

以上の議論をまとめたものが、図表4-1である。この結果、「1. 誠実性と倫理的価値観」の各チェック項目は、①動機・プレッシャーと③姿勢・正当化の要因のみに、「3. 取締役会または監査委員会」と「5. 組織構造」の各チェック項目は、②機会の要因のみに分類された。当該項目は、特定の要因のみを評価することしかできないともいえるが、これらの例示に関連する不正要因は異なるものであるため、「1. 誠実性と倫理的価値観」と「3. 取締役会または監査委員会」または「5. 組織構造」は、補完する関係にあるといえる。また、

「7. 人的資源に関する方針と管理」の項目は、主に、従業員に不正を実行する動機を持たせないようにするためのチェック項目であったことにより、②機会の要因に関連するチェック項目は含まれなかったが、こちらも「3. 取締役会または監査委員会」や「5. 組織構造」により補完されるのではないかと考える。

そして、他の個々の例示には、不正のトライアングルの3要因すべてに関連するチェック項目が含まれているため、どれも網羅的に不正要因を評価することができるものである。このため、これらのチェック項目を適切に用いれば、統制環境のチェック項目に含まれる7つの例示に関して、不正要因の評価は適切に行えるため、監査人による不正の発見に貢献することが可能ではないかと考える。

また、3つの不正要因とチェック項目の結びつきについては、規程や方針が定められていたとしても不正を実行する動機を持つことが考えられることや、規程や方針がないことで自身の思うような方法を正当化することが考えられることと表裏一体の関係にあることで、動機・プレッシャーと姿勢・正当化要因の両方に該当する項目は多数存在した。さらに、機会要因は、モニタリングや権限の適切な割り当て、逸脱行為に対する適切な是正措置の実施、といった不正を実行することが可能な状況にあるかどうかに関するもののため、他の要因と結びつくことなく、単独でチェック項目

に分類された。

5. おわりに

本稿では、まず、不正が生じた原因を追究すると、必ず、動機・プレッシャー、機会、および姿勢・正当化の3要因が揃っていたことを先行研究から検討し、監査人が不正要因を適切に評価することで不正による重要な虚偽表示の発見に貢献することができるかどうかについて、COSOの公表している内部統制のチェック項目を基に検討を行った。この結果、統制環境に関するチェック項目の7つの例示それぞれは、①動機・プレッシャー、②機会、そして③姿勢・正当化のいずれかの不正要因と密接に結びついていることが明らかとなった。ここでは、1つの例示において、3つの不正要因すべてが該当するものはなかったが、例えば、経営者の倫理的価値観が低いにもかかわらず(1.2)、取締役会や監査役会が経営者の監督責任を果たさず(3.1)、さらに、経営者が不正を実行するために、積極的に不適切な会計処理を行うことをしている(4.3)ような場合に、企業において3つの不正要因が揃うような統制環境が形成されていれば、不正による重要な虚偽表示がもたらされるリスクは、一段と高まるものが強く認識されるものといえるだろう。

このような要因があったことで、経営者不正が起きた事例としては、株式会社東芝(以下、東芝)において2008年度から2014年度第3四半期³²⁾までに、当期純利益が計1,552億円多く計上されたものが当てはまるのではないかと考える。この事例では、取締役または取締役候補者が、1)工事進行基準を採用し、本来ならば工事損失引当金の計上を行うべきところ、損失を少なくするために、引当金が計上されないように不適切な見積りを行ったこと、2)委託会社との間の取引のため、未実現利益として取り崩すべきものを利益として取

り扱ったこと、および3)取引先に依頼して、請求書の発行を遅らせてもらい、費用の繰り延べを行ったこと、といった手法を積極的に用いることにより不正が行われていた。このような状況があったことで、東芝は、経営トップらによる目標必達のプレッシャー、上司の意向に逆らうことのできない企業風土および経営者における適切な会計処理に向けての意識の欠如等の複合的な要因があいまって意図的な利益のかさ上げのために内部統制が無効化された³⁴⁾、としている。

東芝の事例においては、経営者が自身の経営手腕を認めてもらうために、率先して利益の水増しをしようと不適切な会計処理を実施したことや、前任者が不正を行っていたことを知っていたとしても、止めることはなく、むしろ、そのような手法を真似していったことで、長期間にわたり不正が正されることなく実行されていた。このような状況から、東芝自身も企業風土が適切でなかったとしているため、統制環境と不正による重要な虚偽表示の結びつきは非常に強いといえる。このため、実際に生じた不正事例を踏まえて、監査人が統制環境に意識を向けることを強調して、財務諸表監査において、監査人が統制環境に重きを置くような姿勢を持たせるよう、より働きかけていく必要があるのではないかと考える。

そして、内部統制の統制環境のチェック項目は、全体として不正要因のすべてと結びついていることで、不正による重要な虚偽表示をもたらす要因を評価することと統制環境の評価は重なる部分が多いことを本稿では浮き彫りにした。統制環境は、内部統制の構成要素の基盤を成すものであり、他の構成要素への影響は大きいと、この不正による重要な虚偽表示をもたらす要因になり得る統制環境の評価を適切に実施することが、監査人の被

32) 株式会社東芝「過年度決算の修正、2014年度決算の概要及び第176期有価証券報告書の提出並びに再発防止策の骨子についてのお知らせ」(2015年9月7日公表)、http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20150907_1.pdf, 2020年7月11日閲覧, 5頁。

33) 役員責任調査委員会「調査報告書」(2015年11月7日公表)、https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20151109_1.pdf, 2020年7月11日閲覧, 11-14, 30-100頁。

34) 株式会社東芝「内部統制報告書(第176期)自2014年4月1日至2015年3月31日」(2015年9月7日公表)、<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/library/er/er2014q4.htm>, 2020年6月21日閲覧, 2-3頁。

監査会社の不正による重要な虚偽表示リスクの評価に関して重要であるといえる。このため、不正による重要な虚偽表示リスクを評価する上で、統制環境は人間の意図的な要因をもたらす重要な要素である。また、内部統制の構成要素のうち、リスク評価については、不正のトライアングルの3要因を検討することが、最新版のCOSOにおいて明示されるようになったが、リスク評価だけでなく、統制環境に関しても、不正による重要な虚偽表示をもたらす要因について検討するようにしていくことが、監査人が被監査会社の不正による重要な虚偽表示を発見することに役立つと考えられた。

今後、監査法人がどの程度、統制環境を意識しながら被監査会社の不正による重要な虚偽表示リスクの評価を行っているか、また、実際の不正事例と統制環境はどのような関係にあるのか、経営者不正と従業員不正の発見の困難さの度合い等について、実証研究やアンケート調査を通じてより深く統制環境の研究を進めていきたい。

参 考 文 献

- 甘粕潔「不正リスク要因の考察——不正への対応を意識した監査の要点——」『現代監査』第20号(2010年3月)、26-34頁。
- 大山小夜『インタビューを分析的に帰納する——クレッシーの「不正のトライアングル論」——』『金城学院大学論集 社会科学編』第13巻第2号(2017年3月)、50-62頁。
- 株式会社東芝「過年度決算の修正、2014年度決算の概要及び第176期有価証券報告書の提出並びに再発防止策の骨子についてのお知らせ」、(2015年9月7日公表)、http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20150907_1.pdf, 2020年7月11日閲覧。
- 株式会社東芝「内部統制報告書(第176期)自2014年4月1日 至2015年3月31日」、(2015年9月7日公表)、<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/library/er/er2014q4.htm>, 2020年6月21日閲覧。
- 株式会社東芝「有価証券報告書(第176期)自2014年4月1日 至2015年3月31日」、(2015年9月7日公表)、<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/library/er/er2014q4.htm>, 2020年6月21日

- 閲覧。
- 株式会社東芝 第三者委員会「調査報告書」、(2015年7月20日公表)、http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20150721_1.pdf, 2020年8月6日閲覧。
- 田中智徳「不正リスクに関する新たなモデルの提唱 I」『産業経済研究所紀要』第26号(2016年6月)、54-69頁。
- 谷口勇仁「規則の形骸化の発生プロセス——不正のトライアングル理論に基づく検討——」『経済学研究』第13巻第2号(2017年6月)、50-62頁。
- 鳥羽至英, 秋月信二, 永見尊, 福川裕徳『財務諸表監査』国元書房, 2015年。
- 日本公認会計士協会『監査実務指針集』日本公認会計士協会出版局, 2013年。
- 八田進二「企業不正と内部統制との関わり」『会計プロフェッション』第7号(2012年3月)、147-158頁。
- 八田進二, 箱田順哉「新 COSO レポート」の概要と監査業務への影響」『監査役』第615号(2013年7月)、52-65頁。
- 森實『内部統制の基本問題』白桃書房, 2000年。
- 役員責任調査委員会「調査報告書」、(2015年11月7日公表)、https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20151109_1.pdf, 2020年7月11日閲覧。
- Albrecht, W. S., Keith R. Howe, and Marshall B. Romney (1984): *Detering Fraud: The Internal Auditor's Perspective*. Florida: Institute of Internal Auditors Research Foundation.
- Albrecht, W. S. (1991): "Fraud in Government Entities: The Perpetrators and the Types of Fraud," *Government Finance Officers Association* (<https://link.gale.com/apps/doc/A11709635/AONE?u=waseda&sid=AONE&xid=e591cc14>) 2019年10月18日閲覧。
- Association of Internal Certified Professional Accountants (2017): *PCAOB Standards and Related Rules*. New Jersey: Wiley & Sons.
- Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission (1992): *Internal Control – Integrated Framework*. New York: American Institute of Certified Public Accountants. トレッドウェイ委員会組織委員会(編), 鳥羽至英, 八田進二, 高田敏文共訳『内部統制の統合的枠組み ツール篇』白桃書房, 1996年。
- Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission (1992): *Internal Control – Integrated Framework*. New York: American Institute of Certified Public Accountants. トレッ

- ドウェイ委員会組織委員会（編），鳥羽至英，八田進二，高田敏文共訳『内部統制の統合的枠組み 理論篇』白桃書房，1996年。
- Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission (2013): *COSO Internal Control Integrated Framework: Framework and Appendices*. New York: American Institute of Certified Public Accountants. トレッドウェイ委員会支援組織委員会（編），日本内部統制研究会新 COSO 研究会訳『内部統制の統合的フレームワーク フレームワーク篇』日本公認会計士協会出版局，2016年。
- Cressey, D. R. (1953): *Other People's Money: A Study in the Social Psychology of Embezzlement*. New York: Free Press.
- Kassem, Rasha and Andrew Higson (2012): "The New Fraud Triangle Model," *Journal of Emerging Trends in Economics and Management Sciences (JETEMS)*, 3(3), 191-195.
- National Commission on Fraudulent Financial Reporting (1987): *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*. New York: Ernst & Whinney. 鳥羽至英，八田進二監訳『不正な財務報告 結論と勧告』白桃書房，1991年。
- Wolfe, David T. and Dana R. Hermanson (2004): "The Fraud Diamond: Considering the Four Elements of Fraud," *CPA Journal*, 74(12), 38-42.

[EY 新日本有限責任監査法人]